

熊本県特定水産動植物採捕許可事務処理要領

(趣旨)

第1条 本要領は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第132条第2項第4号に掲げる特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として、試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）の用に供するため、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）第42条第2項の許可の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

- 第2条 次の(1)から(4)までの全てを満たす場合には、許可するものとする。
- (1) 試験研究等の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。
 - (2) 当該特定水産動植物の採捕によって、特定水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらさないと認められること（採捕期間は合理的であるか、必要最小限の採捕量であるか、法人にあっては、従事者の数が必要最小限であるか等）。
 - (3) 申請者が、次のアからエまでに掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - イ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ウ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - エ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
 - (4) 採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。以下同じ。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。

(許可の申請者)

第3条 許可の申請ができる者は、次の(1)から(6)までに掲げる者とする。

- (1) 国又は地方公共団体

- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学
- (3) 独立行政法人又は地方独立行政法人
- (4) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- (5) 国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究又は教育実習を行う法人
- (6) 知事が認める者

（許可の申請）

第 4 条 施行規則第 4 2 条第 3 項の申請は、特定水産動植物採捕許可申請書（別記第 1 号様式）により、船舶を使用する場合にあっては船舶ごとに行わなければならない。

2 申請書には次の(1)から(10)に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が許可又は不許可の判断に必要がないと認める場合又は、当該許可申請と併せて熊本県漁業調整規則第 5 3 条第 2 項（試験研究等の適用除外）による申請を行う場合は、重複する書類の添付を省略することができる。

- (1) 試験研究等に係る計画書
- (2) 位置図
- (3) 漁具図、漁法の説明書
- (4) 試験研究等に従事する者の住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
- (5) 漁船登録票又は船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）に基づく船舶検査証書の写し
- (6) 共同漁業権漁場内において、当該試験研究等を行う場合は、当該区域の漁業権者が申請しようとしている試験研究等について同意していることを証する書面
- (7) 民間の環境調査会社が国又は地方自治体から委託を受けた試験研究等の場合、当該委託業務に係る契約書の写し
- (8) NPO（特定非営利活動法人）、公益法人等が国又は地方自治体から補助金等を受けた試験研究等の場合、当該補助金等の交付決定通知書の写し
- (9) 申請者及び採捕に従事する者が第 2 条(3)及び(4)を誓約する書面（別記第 2 号様式）
- (10) その他許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

（同意書の取扱い）

第 5 条 特定水産動植物が第一種共同漁業若しくは第五種共同漁業として設定されている漁場内で採捕を行う場合には、当該漁業権者の同意書を添付するものとする。

(1) 漁業権が単有の場合

採捕を行う区域の漁業権者の同意書とする。

(2) 漁業権が共有の場合

全漁業権者の同意書を添付することを基本とするが、共有漁業権者で組織する共同漁業権管理協議会の取り決めに従い当該共同漁業権管理協議会の同意書等をもって代えることができる。

(審査)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実態を調査し、その申請が適切かつ妥当なものであるかどうか判断する。

この場合において、知事は申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、期間を定め、申請者に対して補正を求めるものとする。

2 行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間は、30日とする。

(許可の決定)

第7条 知事は、第6条の判断により許可又は不許可を決定する。

(許可の有効期間)

第8条 許可の有効期間は1年以内の適切な期間とする。

(許可の条件)

第9条 知事は、施行規則第42条第5項の規定に基づき、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、許可をするにあたり条件を付けることができる。

(許可証の交付)

第10条 知事は、許可をしたときは、特定水産動植物採捕許可証（別記第3号様式）を申請者に交付する。

また、採捕に従事する者ごとに、特定水産動植物採捕許可証（従事者用）（別記第4号様式）を交付する。

(不許可の通知)

第11条 知事は、不許可としたときは特定水産動植物採捕不許可通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(許可後の措置)

第12条 許可を受けた者及び当該採捕に従事する者は、当該許可に係る採捕

をするとき、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯しなければならない。

(許可証の再交付)

第13条 施行規則第42条第7項の申請は、特定水産動植物採捕許可証再交付申請書(別記第6号様式)により行うものとする。

(許可の取消し)

第14条 知事は、施行規則第42条第11項に定める場合のほか、次号に該当する場合は、許可を取り消すものとする。

(1) 許可を受けた者又は当該許可の採捕に従事する者が第2条(3)及び(4)のいずれかを満たさなくなった場合

(許可に係る採捕の結果の報告)

第15条 施行規則第42条第10項の報告は、当該許可の有効期間満了日から起算して30日以内に、特定水産動植物採捕結果報告書(別記第7号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 施行規則第42条第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、この要領により、その許可の申請をすることができる。

附 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。

別記第1号様式

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕許可申請書

特定水産動植物の採捕の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 目 的
- 2 採捕しようとする特定水産動植物の種類、大きさ及び数量
- 3 採捕の区域
- 4 採捕の期間
- 5 使用漁具及び漁法
- 6 採捕の責任者
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 8 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号 (又は船舶番号)
 - (3) 総トン数、推進機関の種類及び馬力数
 - (4) 所有者氏名

別記第2号様式

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

宣誓書

- 1 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

- 2 また、採捕に従事する者(採捕の責任者を含む。)の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないことを宣誓します。

〇〇〇〇第 号

特 定 水 産 動 植 物 採 捕 許 可 証

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 採捕しようとする特定水産動植物

2 条件

(1) 採捕しようとする特定水産動植物の種類、大きさ及び数量

(2) 採捕の区域

(3) 採捕の期間

(4) 使用漁具及び漁法

(5) 採捕に従事する者の住所及び氏名

(6) 使用船舶

(7) その他の条件

3 許可の有効期間

年 (年) 月 日

熊本県知事 〇〇 〇〇

〇〇〇〇第 号-1

特定水産動植物採捕許可証(従事者用)

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 採捕しようとする特定水産動植物

2 条件

(1) 採捕しようとする特定水産動植物の種類、大きさ及び数量

(2) 採捕の区域

(3) 採捕の期間

(4) 使用漁具及び漁法

(5) 採捕に従事する者の住所及び氏名

(6) 使用船舶

(7) その他の条件

3 許可の有効期間

年 (年) 月 日

熊本県知事 〇〇 〇〇

別記第5号様式

年（ 年） 月 日

特定水産動植物採捕不許可通知書

〇〇 〇〇 殿

熊本県知事 〇〇 〇〇

年（ 年） 月 日付けで申請のありました特定水産動植物採捕許可申請については、下記の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 採捕しようとする特定水産動植物の種類、大きさ及び数量
- 2 不許可の理由

(教示)

別記第6号様式

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕許可証再交付申請書

次の特定水産動植物採捕許可証を亡失（又は特定水産動植物採捕許可証が滅失）したので、再交付されたく申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 再交付の理由

別記第7号様式

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕結果報告書

特定水産動植物採捕許可に係る採捕の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定水産動植物の種類
- 2 採捕の期間
- 3 採捕の方法（及び採捕に従事した者）
- 4 採捕した数量、大きさ
- 5 その他

※ 採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を適宜添付すること。